

令和8年度 第1回
富津市介護保険運営協議会資料

令和8年5月21日

健康福祉部 介護福祉課

目次

◎議案

- 議案第1号 富津市介護保険運営協議会会長の互選について・・・1
議案第2号 令和8年度介護保険料特例減免の実施について・・・2

◎報告

- 報告第1号 指定介護予防支援事業所の指定更新及び指定について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
報告第2号 令和8年度地域包括支援センターの事業計画及び予算に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
報告第3号 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
報告第4号 指定居宅介護支援事業所の指定更新について・・・40
報告第5号 指定事業所の廃止について・・・・・・・・・・・・45

議案第1号

富津市介護保険運営協議会会長の互選について

○富津市介護保険規則 ※抜粋

第2章の2 介護保険運営協議会

(会長及び副会長)

第5条の2 条例第2条の3の富津市介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条の3 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議案第2号 令和8年度介護保険料特例減免の実施について

1 介護保険条例の一部改正について

介護保険第1号被保険者の保険料においては、市民税の課税の有無や合計所得金額等を介護保険料区分の基準として用いているところです。

所得税法の一部を改正する法律（昭和40年法律第33号、以下「税制改正」という。）が令和7年3月31日に公布され、令和7年の給与所得控除が適用される者のうち、給与収入190万円未満の者に対する給与所得控除額が55万円から65万円に引き上げられました。

給与所得控除の見直しに伴い、一部の第1号被保険者の保険料率区分に変更が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が減少する可能性があります。

そのため、保険者の責めに帰さない保険料の収入不足を可能な限り防止する観点から、令和8年度に限り介護保険の第1号被保険者の保険料における給与所得控除の見直しによる影響を遮断するため、介護保険法施行令の一部改正が令和8年1月23日に公布されたことに伴い、介護保険法施行令の一部改正の内容に合わせるため、介護保険条例の一部改正を行いました。

税制改正の影響の遮断は、全国すべての保険者で実施するものです。

（1）税制改正の影響を遮断する対象者

第1号被保険者（市内の住所を有する65歳以上）

ただし、地方税法の規定による住民税の賦課期日（1月1日）及び介護保険料の賦課期日（4月1日）の時点で市内の住民基本台帳に記録されている者に限ります。

なお、転入者及び住所地特例者等の対象者以外の第1号被保険者については、税制改正の影響を遮断しない方法で賦課を行います。

（2）合計所得金額の算定及び住民税課税・非課税の判定

税制改正前と同様の、合計所得金額算定及び※住民税課税・非課税の判定を行います。

※実際の住民税非課税者が、介護保険料では住民税課税と判断される場合があります。

2 介護保険料特例減免について

（1）概要

国から令和8年度に限り、令和7年度税制改正により、住民税の給与所得控除の最低保証額引き上げの決定を受けて、非課税の基準から給与所得控除

の引き上げ分の範囲の就労調整を行う場合について、住民税非課税者として判定する介護保険料段階まで減免を行うことができる通知がありました。

税制改正の影響を遮断することで、税制改正による就労調整により就労収入増となった者（以下、「就労調整者」という。）は、令和8年度の住民税非課税に関わらず、介護保険料段階は住民税課税該当となり、介護保険料段階が上昇し、介護保険料の支払いが増加するため、就労調整者が不利益を被ることが想定されます。

このことから、特例減免の実施を行いたく、ご審議をお願いするものです。

(2) 対象者（下記のすべてに該当する者）

- ・第1号被保険者
- ・令和7年度の住民税非課税者かつ令和8年度の住民税課税者（第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員）
- ・住民税非課税の基準から控除の引き上げ分の範囲の就労収入の増加した者

(3) 対象者例

	単身世帯		住民税算定	介護保険料 住民税算定	介護保険料区分	
	R7	年金収入		110万円	非課税	非課税
	給与収入	93万円				
	給与所得	38万円				
R8	単身世帯		住民税算定	介護保険料住民税算定		
				特例減免 適用前	特例減免適用後	
	年金収入	110万円	非課税	課税	非課税	6段階 (96,480円)
	給与収入	103万円				↓
給与所得	38万円 (税制改正遮断後： 48万円)	3段階 (55,070円)				

報告第1号 指定介護予防支援事業所の指定更新及び指定について

本報告事項は、「社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会」、「社会福祉法人金谷温清会」がそれぞれ運営する「富津市富津地区地域包括支援センター」、「富津市天羽地区地域包括支援センター」から指定介護予防支援事業所の指定有効期間の満了に伴う指定更新の申請と、「医療法人新都市医療研究会「君津」会」、が運営予定の「富津市大佐和地区地域包括支援センター」から指定介護予防支援事業所の指定の申請があり、内容を審査したところ、適正と認められたことから、指定更新及び指定を行った旨を報告するものです。

【報告の内容】 指定介護予防支援事業所の指定更新

- ・申請者 : 社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会
- ・事業所 : 富津市富津地区地域包括支援センター
(富津市富津6 1 7 番地1 4)
- ・事業等の種類 : 介護予防支援
- ・指定有効期間満了日 : 令和8年3月31日
- ・更新後の指定有効期間 : 令和8年4月1日～令和14年3月31日

【報告の内容】 指定介護予防支援事業所の指定更新

- ・申請者 : 社会福祉法人金谷温清会
- ・事業所 : 富津市天羽地区地域包括支援センター
(富津市湊5 3 3 番地4)
- ・事業等の種類 : 介護予防支援
- ・指定有効期間満了日 : 令和8年3月31日
- ・更新後の指定有効期間 : 令和8年4月1日～令和14年3月31日

【報告の内容】 指定介護予防支援事業所の指定

- ・申請者 : 医療法人新都市医療研究会「君津」会
- ・事業所 : 富津市大佐和地区地域包括支援センター
(富津市亀田445番地1)
- ・事業等の種類 : 介護予防支援
- ・指定有効期間 : 令和8年4月1日～令和14年3月31日

※介護予防支援とは

要支援者に対して行う、介護予防ケアマネジメントであり、要支援者が介護予防サービス計画を作成し、サービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行うこと。

指定居宅介護支援事業の人員等に関する基準チェック表

事業所名称：富津市富津地区地域包括支援センター

基本情報

1. 事業所の常勤職員の勤務形態 : 週40時間労働制
2. 事業所の常勤職員の1日当たりの勤務時間数 : 8時間
3. 事業所の常勤職員の1週間当たりの勤務時間数 : 40時間
4. 事業所の事業単位 : 1単位
5. 事業所の利用人数 : 120人
6. 事業所の営業日 : 月～金
7. 営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで

人員に関する基準	1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員 (以下、担当職員とする) ①保健師 ②介護支援専門員 ③社会福祉士 ④経験ある看護師 ⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事	5人 配置している	○
管理者	常勤の管理者を配置しているか	配置している	○
	※管理上支障がない場合は、地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。	同一事業所の担当職員として兼務	○
設備・備品	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービス提供に必要な設備・備品等が備えられている	備えられている	○
	・設備及び備品は地域包括支援センターが行う他の事業に要するものと同じのものであっても差し支えない		
運営	運営規程は妥当なものか(運営規定に定めておかなければならない事項は定められているか)	定められている	○
	利用者からの苦情を処理する体制は整えられているか	整えられている	○
	介護保険法第115条第22項第2項の規定に該当しないか	該当しない(誓約書)	○



指定介護予防支援事業所指定更新申請書

令和8年 3月 24日

富津市長 殿

所在地 千葉県富津市川名 1436
 申請者 名称 社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会

介護保険法に規定する指定介護予防支援事業所に係る指定更新を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号		1203100027		
申請者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジンミッドナイトミッションノゾミカイ 社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 293-0023) 千葉県富津市川名 1436 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	0439-87-9381	FAX 番号	0439-87-9389	
	法人の種類別	社会福祉法人	法人所轄庁	千葉県		
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名	理事長	フリガナ	キノシタ	ノブヨ
				氏名	木下	宣世
	代表者の住所	(郵便番号 [REDACTED]) [REDACTED] (ビルの名称等)				
事業所	フリガナ 名称	フツチクチイキホウカツシエンセンター 富津市富津地区地域包括支援センター				
	所在地	(郵便番号 293-0012) 千葉県富津市富津 617 番地 14				
	連絡先	電話番号	0439-29-6582	FAX 番号	0439-29-6584	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
現に受けている指定の有効期間満了日		令和8年3月31日				
役員の氏名、生年月日及び住所				別添のとおり		
誓約書				別添のとおり		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号				別添のとおり		

- 備考 1 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。
 3 上記に掲げる指定の更新に係る記載事項について、施行規則に規定する省略可能な事項を省略した様式となっていることから、各市町村において必要に応じて、施行規則に規定するその他の事項について追加されたい。

付表 11 指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ	フツシフツチクチキホウカツシエンセンター				
	名称	富津市富津地区地域包括支援センター				
	所在地	(郵便番号 293 - 0021)				
		千葉県富津市富津 617-14				
連絡先	電話番号	0439-29-6582	FAX 番号	0439-29-6584		
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文 第 1 条第 2 項第 へ 号						
管理者	フリガナ	村内 ムコ	住所	(郵便番号 [REDACTED])		
	氏名	堀内 裕美子		[REDACTED]		
	生年月日	[REDACTED]		[REDACTED]		
	指定介護予防支援事業所における他の職務との兼務の有無				☑・無	
	地域包括支援センターの従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称	富津市富津地区地域包括支援センター			
兼務する職種及び勤務時間等		看護師 8:30 ~ 17:30				
事業開始時の利用者の推定数		120 人				
従業者の職種・員数(人)		担当職員		その他の職員(事務職員等)		
		専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)			4		1	
非常勤(人)		1				
主な揭示事項	営業日	月曜日から金曜日				
	営業時間	8:30 ~ 17:30				
	利用料	法定代理受領分以外	なし			
	その他の費用	なし				
	通常の事業実施地域	富津地区				
添付書類		別添のとおり				

- 備考
- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
 - 5 「担当職員」については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第〇〇号)第2条に規定する担当職員の員数を記載してください。



第6号様式（第5条関係）

富津市指令第1454号

申請者名称 社会福祉法人ミッドナイトミッション
のぞみ会

代表者氏名 理事長 木下 宣世 様

指定事業所指定更新通知書

令和8年3月24日付けで申請のあった事業所については、介護保険法に基づく指定事業所として下記のとおり指定更新する。

令和8年3月31日

富津市長 高橋 恭 市



記

申請者の名称	社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会
代表者氏名	理事長 木下 宣世
介護保険事業所番号	1203100027
事業所の名称	富津市富津地区地域包括支援センター
事業所の所在地	富津市富津 617 番地 14
指定更新年月日	令和8年4月1日
サービスの種類	介護予防支援

指定居宅介護支援事業の人員等に関する基準チェック表

事業所名称：富津市天羽地区地域包括支援センター

基本情報

- 1. 事業所の常勤職員の勤務形態 : 週40時間労働制
- 2. 事業所の常勤職員の1日当たりの勤務時間数 : 8時間
- 3. 事業所の常勤職員の1週間当たりの勤務時間数 : 40時間
- 4. 事業所の事業単位 : 1単位
- 5. 事業所の利用人数 : 120人
- 6. 事業所の営業日 : 月～金
- 7. 営業時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで

人員に関する基準	1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員 (以下、担当職員とする) ①保健師 ②介護支援専門員 ③社会福祉士 ④経験ある看護師 ⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事	4人 配置している	○
管理者	常勤の管理者を配置しているか	配置している	○
	※管理上支障がない場合は、地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。	同一事業所の担当職員として兼務	○
設備・備品	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービス提供に必要な設備・備品等が備えられている	備えられている	○
	・設備及び備品は地域包括支援センターが行う他の事業に要するものと同じのものであっても差し支えない		
運営	運営規程は妥当なものか(運営規定に定めておかなければならない事項は定められているか)	定められている	○
	利用者からの苦情を処理する体制は整えられているか	整えられている	○
	介護保険法第115条第22項第2項の規定に該当しないか	該当しない(誓約書)	○



指定介護予防支援事業所指定更新申請書

令和8年 3月 11日

富津市長 殿

所在地 千葉県富津市金谷 1912 番地 2
 申請者
 名称 社会福祉法人 金谷温清会

介護保険法に規定する指定介護予防支援事業所に係る指定更新を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号		1203100043		
申請者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジンカナヤオンセイカイ 社会福祉法人 金谷温清会				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 299-1607) 富津市湊533番地4 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	0439-69-8400	FAX 番号	0439-89-8403	
	法人の種別	社会福祉法人	法人所轄庁	千葉県		
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名	理事長	フリガナ	ヒラシマ	カズヨシ
				氏名	平島	一良
	代表者の住所	(郵便番号 [REDACTED]) [REDACTED] (ビルの名称等)				
事業所	フリガナ 名称	フツシアマハチクチイキホウカツシエンセンター 富津市天羽地区地域包括支援センター				
	所在地	(郵便番号 299-1607) 富津市湊533番地4				
	連絡先	電話番号	0439-70-6150	FAX 番号	0439-70-6151	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
現に受けている指定の有効期間満了日		令和8年3月31日				
役員の氏名、生年月日及び住所				別添のとおり		
誓約書				別添のとおり		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号				別添のとおり		

- 備考 1 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。
 3 上記に掲げる指定の更新に係る記載事項について、施行規則に規定する省略可能な事項を省略した様式となっていることから、各市町村において必要に応じて、施行規則に規定するその他の事項について追加されたい。

付表 11 指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ	フツシアマハチキチイホウカツシエンター				
	名称	富津市天羽地区地域包括支援センター				
	所在地	(郵便番号 299 - 1607) 千葉県 富津市 湊 533 番地 4				
	連絡先	電話番号	0439-70-6150	FAX 番号 0439-70-6151		
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文 第 1 条第 2 項第 号						
管理者	フリガナ	フジノ マサ子	住所	(郵便番号 [REDACTED])		
	氏名	藤野 雅一		[REDACTED]		
	生年月日	[REDACTED]		[REDACTED]		
	指定介護予防支援事業所における他の職務との兼務の有無				(有)・無	
	地域包括支援センターの 従業者との兼務(兼務の場 合記入)	名称	富津市天羽地区地域包括支援センター		兼務する職種 及び勤務時間等	社会福祉士 8:30~17:30
事業開始時の利用者の推定数		120 人				
従業者の職種・員数(人)		担当職員		その他の職員(事務職員等)		
		専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)		2	1	1		
非常勤(人)		1				
主な 掲 示 事 項	営業日	月曜日から金曜日 但し「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始を除く				
	営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分				
	利用料	法定代理受領分以外				
	その他の費用					
	通常の事業実施地域	富津市天羽地区				
添付書類	別添のとおり					

備考

- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
- 5 「担当職員」については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第〇〇号)第2条に規定する担当職員の員数を記載してください。



第6号様式（第5条関係）

富津市指令第1453号

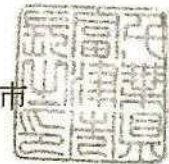
申請者名称 社会福祉法人 金谷温清会
代表者氏名 理事長 平 篤 一 良 様

指定事業所指定更新通知書

令和8年3月11日付けで申請のあった事業所については、介護保険法に基づく指定事業所として下記のとおり指定更新する。

令和8年3月31日

富津市長 高 橋 恭 市



記

申請者の名称	社会福祉法人 金谷温清会
代表者氏名	理事長 平 篤 一 良
介護保険事業所番号	1203100043
事業所の名称	富津市天羽地区地域包括支援センター
事業所の所在地	富津市湊533番地4
指定更新年月日	令和8年4月1日
サービスの種類	介護予防支援

指定居宅介護支援事業の人員等に関する基準チェック表

事業所名称：富津市大佐和地区地域包括支援センター

基本情報

1. 事業所の常勤職員の勤務形態 : 週40時間労働制
2. 事業所の常勤職員の1日当たりの勤務時間数 : 8時間
3. 事業所の常勤職員の1週間当たりの勤務時間数 : 40時間
4. 事業所の事業単位 : 1単位
5. 事業所の利用人数 : 100人
6. 事業所の営業日 : 月～金
7. 営業時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで

人員に関する基準	1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員 (以下、担当職員とする) ①保健師 ②介護支援専門員 ③社会福祉士 ④経験ある看護師 ⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事	5人 配置している	○
管理者	常勤の管理者を配置しているか	配置している	○
	※管理上支障がない場合は、地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。	同一事業所の担当職員として兼務	○
設備・備品	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービス提供に必要な設備・備品等が備えられている	備えられている	○
	・設備及び備品は地域包括支援センターが行う他の事業に要するものと同じのものであっても差し支えない		
運営	運営規程は妥当なものか(運営規定に定めておかなければならない事項は定められているか)	定められている	○
	利用者からの苦情を処理する体制は整えられているか	整えられている	○
	介護保険法第115条第22項第2項の規定に該当しないか	該当しない(誓約書)	○

第1号様式の2 (第2条関係)

指定介護予防支援事業所指定申請書

2026年3月27日



富津市長 殿

所在地 千葉県君津市東坂田四丁目7番20号
 申請者 名称 医療法人新都市医療研究会「君津」会

介護保険法に規定する指定介護予防支援事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号		
申請者	フリガナ 名称	イヨウホクシヨウジヨウケンキョウカイ 医療法人新都市医療研究会「君津」会		
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 299-1144) 千葉県君津市東坂田四丁目7番20号 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	0439-52-2366	FAX番号 0439-52-2366
	法人の種類別	医療法人	法人所轄庁	千葉県
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名	理事長	フリガナ イケダ シゲオ 氏名 池田 重雄
	代表者の住所	(郵便番号 [REDACTED]) [REDACTED] (ビルの名称等)		
事業所等の所在地	(郵便番号 293-0057) 千葉県富津市亀田445-1 (ビルの名称等) 玄々堂亀田の郷内			
当該申請に係る事業の開始の予定年月日		地域包括支援センターの設置年月日 (設置している場合に記入)		
2026年4月1日				

- 備考1 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人の種類別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 4 地域包括支援センターの設置の届出を既に行っている場合において、既に当該市町村長に提出している事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

付表 11 指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項

		受付番号				
事業所	フリガナ	フツツシオオサワチクチイキホウカツシエン				
	名称	富津市大佐和地区地域包括支援センター				
	所在地	(郵便番号 293-0057) 千葉県富津市亀田 445-1				

連絡先	電話番号	0439-32-1280	FAX 番号	0439-32-1281		
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文			第	条第	項第	
管理者	フリガナ	モトヨシ アケミ		(郵便番号 [])		
	氏名	本吉 明美		住所	[]	
	生年月日	[]				
	指定介護予防支援事業所における他の職務との兼務の有無				有・無	
	地域包括支援センターの 従業者との兼務(兼務の場合 合記入)	名称	富津市大佐和地区地域包括支援センター			
		兼務する職種 及び勤務時間等	介護支援専門員 8:30~17:15			
事業開始時の利用者の推定数			100人			
従業者の職種・員数(人)		担当職員		その他の職員(事務職員等)		
		専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)		3		1		
非常勤(人)				2		
主な 揭示 事項	営業日	月曜日から金曜日				
	営業時間	8時30分から17時15分				
	利用料	法定代理受領分以外				
	その他の費用					
	通常の事業実施地域	大佐和				
添付書類		別添のとおり				

- 備考
- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
 - 5 「担当職員」については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第〇〇号)第2条に規定する担当職員の員数を記載してください。



第6号様式（第5条関係）

富津市指令第1438号

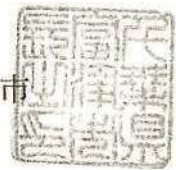
申請者名称 医療法人新都市医療研究会
「君津」会
代表者氏名 理事長 池田 重雄 様

指定事業所指定通知書

令和8年3月27日付けで申請のあった事業所については、介護保険法に基づく指定事業所として下記のとおり指定する。

令和8年3月30日

富津市長 高橋 恭 市



記

申請者の名称	医療法人新都市医療研究会「君津」会
代表者氏名	理事長 池田 重雄
介護保険事業所番号	1203100050
事業所の名称	富津市大佐和地区地域包括支援センター
事業所の所在地	千葉県富津市亀田445番地1
指定更新年月日	令和8年4月1日
サービスの種類	介護予防支援

報告第2号 令和8年度地域包括支援センターの事業計画及び予算について

令和8年度地域包括支援センター収支予算書

【収入】

単位:千円

	富津地区地域包括支援センター			大佐和地区地域包括支援センター			天羽地区地域包括支援センター		
	介護予防支援事業	地域支援事業	計	介護予防支援事業	地域支援事業	計	介護予防支援事業	地域支援事業	計
受託料	0	34,387	34,387	0	27,405	27,405	0	27,815	27,815
地域包括支援センター業務受託料		34,387	34,387		27,405	27,405		27,815	27,815
ケアプラン作成料	6,066	1,932	7,998	3,794	1,448	5,242	4,604	2,302	6,906
介護予防ケアプラン作成料	6,066	1,932	7,998	3,794	1,448	5,242	4,604	2,302	6,906
その他	0	0	0	666	0	666	300	0	300
その他		0	0	666	0	666	300		300
合計	6,066	36,319	42,385	4,460	28,853	33,313	4,904	30,117	35,021

【支出】

	富津地区地域包括支援センター			大佐和地区地域包括支援センター			天羽地区地域包括支援センター		
	介護予防支援事業	地域支援事業	計	介護予防支援事業	地域支援事業	計	介護予防支援事業	地域支援事業	計
人件費	4,342	26,538	30,880	2,250	26,863	29,113	3,169	22,044	25,213
介護予防支援事業費	4,342		4,342	2,250		2,250	3,169		3,169
介護予防・生活支援サービス事業費			0			0		3,305	3,305
一般介護予防事業費		5,307	5,307		5,424	5,424		5,812	5,812
包括的支援事業費		19,904	19,904		19,525	19,525		12,654	12,654
任意事業費		1,327	1,327		1,914	1,914		273	273
物件費	229	9,504	9,733	1,170	1,990	3,160	740	7,680	8,420
介護予防支援事業費	229		229	1,170		1,170	740		740
介護予防・生活支援サービス事業費			0			0		733	733
一般介護予防事業費		1,957	1,957		406	406		2,202	2,202
包括的支援事業費		7,058	7,058		1,441	1,441		4,585	4,585
任意事業費		489	489		143	143		160	160
委託料	1,495	277	1,772	1,040	0	1,040	995	393	1,388
ケアプラン作成委託料	1,495	277	1,772	1,040	0	1,040	995	393	1,388
合計	6,066	36,319	42,385	4,460	28,853	33,313	4,904	30,117	35,021
収入－支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(様式9-1)

8年 4月 15日

令和8年度富津地区地域包括支援センター収支予算書

富津市長 高橋 恭市 様

(地域包括支援センター)
社会福祉法人ミッドナイトミッションの
理事長 木下 宣世

令和 8年度 介護予防支援事業

(収入)

(単位:千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業収入	6,066	(要支援1・2) 初回 7,575円 × 3件 × 12月 継続 4,512円 × 107件 × 12月
その他		
計	6,066	

(支出)

(単位:千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業費	4,571	人件費 4,342 物件費 229 ケアプラン作成委託料
	1,495	初回6,818円 × 1件 × 12月 + 継続4,061円 × 29件 × 12月
計	6,066	

令和 年度 地域支援事業

(収入)

(単位:千円)

予算科目	予算額	説明
委託料収入	34,387	富津市富津地区地域包括支援センター運營業務委託料
その他	1,932	初回7,575円 × 1件 × 12月 継続4,512円 × 34件 × 12月
計	36,319	

(支出)

(単位:千円)

予算科目	予算額	説明
地域支援事業費		
一般介護予防事業費	7,264	人件費 5,307 物件費 1,957 (事業内訳) 介護予防把握事業 地域介護予防活動支援事業
包括的支援事業費	27,239	人件費 19,904 物件費 7,058 ケアプラン作成委託料 277 (事業内訳) 介護予防ケアマネジメント 総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 地域ケア個別会議の開催 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業
任意事業費	1,816	人件費 1,327 物件費 489 (事業内訳) 認知症サポーター等養成事業
計	36,319	

富津地区地域包括支援センター事業計画書

大項目	中項目	小項目	令和8年度の計画	
介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域住民や民生委員ほか関係機関と連携、情報共有を行い、アウトリーチの手法をとって地域に暮らす高齢者の日常生活の状況を確認し、望む暮らしを阻害する要因を解明し、必要な機関や資源に結び付けられるようにします。①日常生活圏域内の特徴や課題、地域の取り組み、地域住民の情報等を容易に把握できるように関係機関と積極的な連携を取ります。②住民主体の通いの場を充実させていくことで、人と人とのつながりが拡大でき、参加者が相互に支え合いができる地域づくりを推進していきます。そこで把握した要支援者を結び付けられるようにしていきます。	
		地域介護予防活動支援事業	富津市が推進する「富津市いきいき百歳体操」の普及・啓発を市と共に行います。地域におけるグループの自主的な活動の継続について後方支援を行い、またグループの立ち上げ支援を行いながら住民主体の継続した通いの場としていきます。①介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、改善が見られた高齢者に介護予防教室への参加を促し、継続的に介護予防に取り組めるように支援します。②介護予防に関する支援の担い手となるボランティア等の人材を育成するための研修を実施します。③介護予防に関するパンフレット等、情報を提供します。	
総合相談支援業務	在宅介護等に関する総合相談	地域連携ネットワークにおける専門機関の一つとして、高齢者をはじめとする地域住民に対しワンストップサービスの拠点として切れ目ない支援に取り組みます。相談に對し的確な状況把握を行い、各専門職がチームアプローチにて対応することで相談内容に對して適切な情報及びサービス提供を行っていきます。また、必要に応じて関係機関へ繋ぎフォローアップしていきます。これに伴い、地域包括支援センター職員の能力向上、センターの機能強化のため内部研修や情報共有を実施していきます。		
		要援護高齢者等の実態把握業務	民生委員、地区社会福祉協議会の情報から基本チェックリストを活用し、訪問等により要援護高齢者等の実態把握をしていきます。サービス利用の必要性がある場合には、情報提供を行なうとともに介護保険認定申請等を代行していきます。	
	権利擁護業務	成年後見制度の活用促進	成年後見制度が必要な高齢者及びその親族に対して、制度の説明及び利用に関する情報提供を行い、利用に向けた支援を行います。社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の活用促進を図ります。また、地域連携ネットワークにおける専門機関の一つとして政権後見制度利用後も本人のバックアップ支援を行います。	
		老人福祉施設等への措置の支援	セーフティーネットの観点から、虐待等により措置入所の対応が必要となる場合においては、市行政担当に状況報告を行い、措置入所の実施を求めています。	
		高齢者虐待への対応	高齢者虐待について、本人の心身の状況や家族関係の変化により生じるリスクが高く虐待を予防する機能が必要と考えます。総合相談支援、地域住民、介護支援専門員等ネットワークを活用、連携を密に高齢者宅のアセスメントを実施。状況変化を察知し高齢者、家族等にサポートする体制を維持していきます。虐待の通報について市の介護福祉課と共に虐待対応の中心機関として、連携及び協働しながら訪問等により事実確認や必要な情報収集及び高齢者の安全確保と養護者支援を行い虐待解消に取り組みます。	
		消費者被害の対応	消費者被害や特殊詐欺を発見した際、被害状況を把握した情報を市の商工観光課、千葉県消費者センター、警察署などの関係機関と共有し、適切な対応体制を構築します。また、地区内の地域住民や事業所等に被害状況に関する情報を発信し、被害を未然に防いでいきます。	
	包括的支援事業	包括的・継続的ケアマネジメント支	包括的・継続的なケア体制の構築	担当圏域内の関係機関との顔の見える関係強化をし、連携・協働を行う事によって、包括的・継続的なケア体制の基盤を整備していきます。市と地域包括支援センターで協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象とした研修会を実施していきます。
			地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援	富津市ケアマネージャー協議会等を活用し、センター職員と担当圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と情報交換や交流の場を設け、ネットワークの構築を深めます。
			地域の介護支援専門員に対する後方支援	圏域内に居住する高齢者を担当される介護支援専門員の個別相談やサービス担当者会議に出席し、専門的な見地からの助言や指導を行い、困難事例に関してはセンター職員の各専門職が連携して訪問同行や地域ケア個別会議を活用しながら後方支援を行います。
			居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	富津市ケアマネージャ協議会を通じて専門職と担当圏域内の居宅介護事業所の主任介護支援専門員と共に、介護支援専門員のケアマネジメントの質向上を目的とした事例検討会等を開催し、困難事例などの課題解決に向けて模索し、包括的・継続的ケアマネジメントを円滑に進めていきます。
地域ケア会議	地域ケア会議（個別会議及び推進会議）の開催	センター内や地域の介護支援専門員の担当するケースの困難な課題等に対して地域ケア個別会議を実施し、その方が尊厳を保持したその人らしい暮らしができるよう多角的な視点から検討を行います。積み重なる会議から地域の課題を抽出、地域ケア推進会議に発展し暮らしやすい地域づくりの推進に取り組みます。また、市役所内にて開催される高齢者に対する「自立支援のための地域ケア会議」へケアプランの事例提供及び助言者として出席します。多職種の専門的助言も踏まえて自立支援に向けた高齢者の生活の質の向上を推進していきます。		
		在宅医療・介護連携推進事業	高齢者が、医療や介護を必要となっても住み慣れた地域で自分らしく生活し続ける事ができるよう、地域の医療機関や介護・福祉施設等と連携していきます。また、センター職員が在宅医療コーディネーターとしての専門性を活かして各機関と連携して適切な支援ができるよう、研修等に積極的に参加し、自己啓発に努めます。	
		生活支援体制整備事業	富津市ケアマネージャー協議会での事務局の役割と連携強化、地域密着型介護サービス事業所が開催する運営推進会議への出席及び地域の団体等からの求めによる会議等へ積極的に出席しながら地域包括支援センターの業務内容等を広報し周知を図ります。市主催のイベント告知や富津市介護支援専門員協議会の掲示物の依頼などで地域の商店や施設に出向く事が多くあります。そのような際にも地域包括支援センターが一般の方に幅広く地域の窓口と認識して頂けるよう周知活動を行っていきます。	
		認知症総合支援事業	認知症に関する相談は多く、必要に応じて専門医を紹介したりサービスを紹介して、認知症の人やその家族が安心して生活できるように支援していきます。	
任意事業	認知症サポーター等養成事業	認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育への観点から、小学生・中学生向けの認知症サポーター養成講座を実施します。また、継続して地域住民等へ認知症を正しく理解していただけるように養成講座を開催します。近隣の認知症サポーターがチームオレンジとなり認知症高齢者等に寄り添えるよう、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームが連携しながら取り組みます。		
		多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	今まで富津地区地域包括支援センターで確立してきたネットワークと社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会が確立している既存のネットワークを活用し、地域の中で会議等を通じて多職種連携を図ります。地域課題の解決に向けてネットワーク強化及び構築をしていきます。	

年間予定表（富津地区地域包括支援センター）

大項目	中項目	小項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	介護予防把握事業	随時	→										
		地域介護予防活動支援事業	随時	→										
包括的支援事業	総合相談支援業務	在宅介護等に関する総合相談	随時	→										
		要介護高齢者等の実態把握業務	随時	→										
	権利擁護業務	成年後見制度の活用促進	随時	→										
		老人福祉施設等への措置の支援	随時	→										
		高齢者虐待への対応	随時	→										
		消費者被害の対応	随時	→										
	包括的・継続的ケア体制構築業務	包括的・継続的なケア体制の構築	随時	→										
		地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援	随時	→										
		地域の介護支援専門員に対する後方支援	随時	→										
		居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	随時	→										
	任意事業	地域ケア会議（個別会議及び概要会議）の開催	随時	→										
		在宅医療・介護連携推進事業	随時	→										
		生活支援体制整備事業	随時	→										
		認知症総合支援事業	随時	→										
	その他の業務	認知症サポーター等養成事業	随時	→										
		多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	随時	→										

令和8年度大佐和地区地域包括支援センター収支予算書

富津市長 高橋恭市 様

(地域包括支援センター
医療法人新都市医療研究会「君津」
理事長 池田 重雄

平成8年度 介護予防支援事業

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業収入	3,794	(要支援1・2) 初回 7,575円 × 6件 継続 4,512円 × 60件
その他	666	
計	4,460	

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業費	3,420	人件費 (2,250) 物件費 (1,170)
	1040	ケアプラン作成委託料 初回6,817円×2件+継続4,060円×18件
計	4,460	

令和8年度 地域支援事業

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
委託料収入	27,405	富津市大佐和地区地域包括支援センター運營業務委託料
その他	1448	委託料初年度加算・介護予防ケアマネジメント事業
計	28,853	

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
地域支援事業費		
一般介護予防事業費	5,830	人件費 (5,424) 物件費 (406) (事業内訳) 介護予防把握事業 地域介護予防活動支援事業
包括的支援事業費	20,966	人件費 (19,525) 物件費 (1,441) (事業内訳) 介護予防ケアマネジメント 総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 地域ケア個別会議の開催 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業
任意事業費	2,057	人件費 (1,914) 物件費 (143) (事業内訳) 認知症サポーター等養成事業
計	28,853	

富津市大佐和地区地域包括支援センター事業計画書

大項目	中項目	小項目	令和8年度の計画
介護予防・日常生活支援 総合事業	一般介護予防事業	介護予防把握事業	住民主体で介護予防活動を実施している団体等と連携して、地域で閉じこもりや運動機能の低下等により支援を必要としている要支援者を早期把握し、地域住民主体の介護予防活動につなげる。
		地域介護予防活動支援事業	健康寿命を延ばすために富津市が推進する「富津市いきいき百歳体操」の普及・啓発をおこない、自主的に活動する住民主体の団体の立上げ（活動団体の増加を目標）や育成をおこない、安心できる通いの場となるよう継続的に後方支援する。
包括的支援事業	総合相談支援業務	在宅介護等に関する総合相談	相談に対して3職種（看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士）のチームアプローチで対応し、必要に応じて関係機関と連携をはかりながら課題解決に向けて取り組む。富津市担当課と3地区の地域包括支援センターでの定例会議において、事例の報告や検討をおこない、課題の共有化をはかるとともに圏域内の課題分析をおこない、施策等に反映する。多種多様な総合相談に対応していくためにも職員の能力向上の内部研修を実施する。
		要支援高齢者等の実態把握業務	富津市担当課や関係機関等からの要支援高齢者等の情報や訪問時等に基本チェックリストを活用して要支援高齢者の実態把握に努める。また、必要に応じて介護保険認定申請等を代行し、関係機関や福祉制度等の情報を紹介する。
	権利擁護業務	成年後見制度の活用促進	成年後見制度を必要とする高齢者や家族に対して制度の説明等をするとともに、富津市社会福祉協議会が運営する「ふつつ成年後見支援センター」等と連携しながら活用の促進をはかる。また、制度利用後も後見人等と連携し、本人が住み慣れた環境で生活できるように介護保険制度等の利用のバックアップをする。
		老人福祉施設等への措置の支援	虐待等で生命の危険等が生じるおそれがあり、老人福祉施設等への措置をさせる必要があると判断した場合は、富津市担当課に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。
		高齢者虐待への対応	富津市担当課と虐待対応の中心機関として、虐待の事実確認や情報収集、虐待となる原因を考察しながら、高齢者の安全確保をする。原因等を踏まえて介護保険サービス等の利用や養護者の支援をし、虐待の解消に取り組む。状況によって警察等と連携して対応をはかる。

包括的支援事業	権利擁護業務	消費者被害の対応	消費者被害が発生した際には、状況を確認しながら関係機関と連携して対応する。関係機関と研修会を開催し、ネットワークの構築をはかるとともに、地域包括支援センターに寄せられる情報を富津市担当課や警察署、介護支援専門員等と共有をはかり、福祉関係者等で一丸となり高齢者に対して注意喚起をし、消費者被害を未然に防いでいく。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	包括的・継続的なケア体制の構築	富津市担当課や圏域内の介護支援専門員等と協議をおこない、包括的・継続的なケア体制の構築に必要な研修や事例検討会等をリモート等の手段も活用し開催する。また、インフォーマル・フォーマルな関係者と研修会等を開催し、顔の見える関係を強化しながら地域の包括的・継続的なケア体制を構築する。
		地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援	富津市ケアマネジャー協議会や圏域内の介護支援専門員と協働して研修会等を開催して、ケアマネジメントに必要な情報の共有化をはかり、介護支援専門員同士のネットワークを構築する。また、介護支援専門員のニーズに基づいて関係機関等の関係者と意見交換の場を設定することでネットワークの構築を支援する。
		地域の介護支援専門員に対する後方支援	介護支援専門員からの相談事例の内容を整理・分類しながら、一緒に困難を引き起こしている原因や解決方法を検討できるように3職種が専門的見地から助言やサポートをする。相談事例等から把握した課題等を踏まえて、介護支援専門員のケアマネジメント能力を高めるための研修等を実施する。
		居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	圏域内の主任介護支援専門員と、介護支援専門員のケアマネジメントに必要とされる勉強会等を検討し開催する。また、困難事例等について、主任介護支援専門員と事例検討会等を開催し、介護支援専門員のケアマネジメントの資質向上をはかる。
	地域ケア会議（個別会議及び推進会議）の開催	地域ケア会議の機能である「①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策」の形成を踏まえて関係者と開催し、安心して生活できる環境づくりを検討する。「自立支援のための地域ケア会議」へケアプランの事例提供及び助言者として参加し、多職種の専門的助言も踏まえて、自立支援に向けた高齢者の生活の質の向上を推進する。	
	在宅医療・介護連携推進事業	富津市在宅医療・介護連携推進会議にて現状把握や課題の抽出、対応策を検討するとともに、対象者に対して介護保険サービス等のコーディネートをする。また、介護支援専門員等からかかりつけ医がいない方等での困難事例を君津木更津医師会が設置する「在宅医療・介護連携相談窓口」に相談する。在宅医療と介護の連携をはかりながら多職種連携情報共有システムを利用し、地域包括ケアシステムの構築に努め地域で可能な限り自分らしい生活ができるよう支援方法を検討する。	

包括的支援事業	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターと連携して社会資源の確認や整理をするとともに、地域ケア推進会議等にて社会資源の発掘や創出も含めて日常生活の支援体制を整備する。
	認知症総合支援事業	富津市担当課や関係機関と協働して、認知症の方が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように支援体制づくりを推進する。そのために認知症初期集中支援チームとの連携や「認知症メモリーウォーク」等で認知症に対する理解を深めるための啓発に努める。
任意事業	認知症サポーター等養成事業	地域団体や圏域の小・中学生等に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進をする。また、市と連携して認知症サポーターフォローアップ講座を実施し、修了者を地域の認知症支援に繋げられるように取り組む。
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築		ネットワークを構築するために圏域内の人口や、高齢化率等のデータ及び相談内容を分析して、地域の全体像を把握し、地域ケア会議等を活用して関係者と地域課題や地域の実情を共有しながら、課題解決につながるよう多職種とのネットワークの構築に努める。

年間予定表 (富津市大佐和地区地域包括支援センター)

大項目	中項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
包括的支援事業	介護支援事業						事業実施呼びかけ及び随時実施						
	地域介護予防活動支援事業						PR期間・随時実施						
	在宅介護等に関する総合相談						随時実施						
	要介護高齢者等の家庭介護支援						随時実施						
	成年後見制度の活用促進						随時実施						
	老人福祉施設等への情報の提供						ケースに応じて随時実施						
	高齢者虐待への対応						ケースに応じて随時実施						
	消費者被害の対応						随時実施						
	知的・身体的介護人材の育成						随時実施						
	地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援						定期的開催						
包括的支援事業	在宅介護支援専門員の研修						ケースに応じて随時実施						
	在宅介護支援専門員の連携						ケースに応じて随時実施						
	在宅介護支援専門員の連携						ケースに応じて随時実施						
	在宅介護支援専門員の連携						ケースに応じて随時実施						
	在宅介護支援専門員の連携						ケースに応じて随時実施						
	在宅介護支援専門員の連携						ケースに応じて随時実施						
	在宅介護支援専門員の連携						ケースに応じて随時実施						
	在宅介護支援専門員の連携						ケースに応じて随時実施						
	在宅介護支援専門員の連携						ケースに応じて随時実施						
	在宅介護支援専門員の連携						ケースに応じて随時実施						
包括的支援事業	地域ケア会議（個別会議及び懇話会等）の開催						随時						
	在宅医療・介護連携推進事業												
	生活支援団体別訪問事業						生活支援コーディネーターと地域ケア会議等を実施						
	認知症総合支援事業						PR期間・随時実施						
	認知症サポーター養成事業						PR期間・随時実施						
	多岐職種による地域包括支援ネットワークの構築						企画・多職種との調整及び実施						
	その他の事業						随時・会議・研修等随時により出						

令和8年度天羽地区地域包括支援センター収支予算書

富津市長 高橋 恭市 様

社会福祉法人金谷温
理事長 平嵩 一良

令和8年度 介護予防支援事業

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業収入	4,604	(要支援1・2) 初回 7,575 円 × 3 件 × 12月 継続 4,512 円 × 80 件 × 12月
その他	300	職員給食費収入他
計	4,904	

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業費	3,909	人件費 3,169 物件費 740
業務委託費支出	995	介護予防支援事業委託費 初回 6,817 円 × 3 件 継続 4,060 円 × 240 件
計	4,904	

令和8年度 地域支援事業

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
委託料収入	27,815	富津市天羽地区地域包括支援センター運営業務委託料
その他(地域支援事業収入)	2,302	(総合事業分) 初回 7,575 円 × 18 件 継続 4,512 円 × 480 件
計	30,117	

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
地域支援事業費		
介護予防・生活支援サービス事業費	4,038	人件費 3,305 物件費 733 (事業内訳) 介護予防ケアマネジメント事業
	393	ケアプラン作成委託料 初回 6,817 円 × 1 件 継続 4,060 円 × 95 件
一般介護予防事業費	8,014	人件費 5,812 物件費 2,202 (事業内訳) 介護予防把握事業 地域介護予防活動支援事業
包括的支援事業費	17,239	人件費 12,654 物件費 4,585 (事業内訳) 総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域ケア会議の開催 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業
任意事業費	433	人件費 273 物件費 160 (事業内訳) 認知症サポーター等養成事業
計	30,117	

(様式 6-1)

天羽地区地域包括支援センター事業計画

大項目	中項目	令和8年度の計画
介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	<p>介護予防把握事業</p> <p>地域の会合に積極的に参加することや、富津市いきいき百歳体操、各地で開催されているお元気クラブ参加者に注視し、身近で密着したネットワークからの実態把握をおこなう。従前とおり医療機関や福祉関連事業所、民生委員と連携を取り支援を必要とする対象者の早期把握、対応を目指す。基本チェックリストの活用により対象者の状況把握と福祉有償運送の利用を促進することで、地域課題である通院・買い物弱者の救済に努める。また地域や商店などを適宜巡回することで実状を肌で感じることで地域課題の抽出や支援体制構築の材料としていく。区長、民生委員、認知症サポーター、学生と情報共有し、支援が必要な対象者に早期に携われるようにする。</p> <p>地域介護予防活動支援事業</p> <p>富津市が促進する「富津市いきいき百歳体操」の実施促進に努め地域での生活が継続できるよう支援する。筋力を維持することが地域での生活を継続する上で重要であることや外出する機会を確保することで認知症を予防する効果があることなどの一般化を目指す。「もっと元気に！もっと百歳体操！」のキャッチフレーズで参加者の増加を目指すとともに、現在活動中の団体が継続して活動ができるよう支援する。</p> <p>また出前講座等にて、介護予防の重要性の普及啓発と実践に努める。不活発な生活を予防する事も目的のひとつとし、買い物ができる環境作りに向け関係機関と協働し「買い物リハビリ」の構築を目指す。富津市が作成したエンディングノートを積極活用し、認知症になってもご高齢者の要望が把握できる体制の構築や早期から高齢期の生活に対する認識ができるよう支援する。『天羽地区で今何が起きているのか』『未来の天羽地区のために今何が出来るのか』のテーマで圏域各地域に地域課題の共有がなされるよう活動する。</p>
	包括的支援事業	総合相談支援業務

		ように！』をモットーとし、他人ごとではなく我がこととして支援にあたる。
包括的支援事業	総合相談支援業務	<p>要援護高齢者等の実態把握業務</p> <p>地域住民や民生委員を代表する地域住民や医療機関、福祉事業所等からの情報を契機に訪問等により情報収集し対応するとともに、担当圏域内の課題分析する。</p> <p>また、行政や地区社協等と連携し要援護高齢者等の情報を収集した上で、台帳を作成して整理する。地域の商店なども適宜巡回し実状を肌で感じる事で支援体制構築の材料とする。基本チェックリストを活用し状況把握に努めるとともに総合事業や各種サービスに早期につなげることで重度化を防止する。</p> <p>富津市要援護者見守り台帳を事業所システムに入力し、情報の管理と活用がなされるよう対応する。</p>
	権利擁護業務	<p>成年後見制度の活用促進</p> <p>各種会議や介護教室等を通じ成年後見制度とはどのようなものなのかを一般化する。日常生活支援制度などの情報提供も織り交ぜながら適切な助言をおこない、相談内容に応じて適切な専門機関につなげる。</p> <p>また、市町村申し立てが必要なケースに関しては速やかに行政に相談し制度が有効に活用されるよう活動する。</p> <p>制度導入後もモニタリングや後見人等と連携を取り適切な支援が受けられるようバックアップの検討をおこなう。身寄りの薄い高齢者の入院やご逝去後の対応について関係機関と連携して体制を整える。</p>
		<p>老人福祉施設等への措置の支援</p> <p>セーフティーネットの観点から虐待等により、高齢者を老人福祉施設へ措置入所させる必要性が生じた場合には、市の担当部局に措置の実施を求める。</p> <p>当該事案発生時にスムーズな対応ができるように、市の担当部局及び事業所とは日頃からこまめに連絡を取り合い、空床情報などについて把握する。</p>
	権利擁護業務	<p>高齢者虐待への対応</p> <p>虐待についての認識を各種講座や地域ケア推進会議開催時に、地域に伝達し周知、一般化することで早期の段階で異常に気付ける体制を構築する。</p> <p>家族関係等に関しても地域で注視できるよう体制を整え、虐待となる前に福祉サービス等につなげるなど家族関係の調整をおこなう。虐待が発生した際は行政、警察署と連携を取り早期に生命の安全が確保できるよう対応する。</p> <p>分離が必要となった際に待避できる事業所が不足しているため情報の共有と資源についての把握に努める。富津警察署、生活支援コーディネーターと共同企画した【ウォーキング見守りわんわんパトロール】について住民にお伝えし高齢者虐待の早期発見につながるよう活動する。</p>

<p>包括的支援事業</p>	<p>権利擁護業務</p>	<p>消費者被害の対応</p> <p>消費者、詐欺被害は日常的に存在する脅威であることを地域に発信し被害を防止する。富津警察署との「高齢者の犯罪被害防止に関する協定」に基づき警察機関、行政との連携を強化し、犯罪被害防止に尽力する。消費、詐欺被害情報を「天羽地区の高齢者を守るネットワーク」に賛同する医療機関、福祉事業所、郵便局、一般企業に発信し高齢者の元に情報を確実に届け、被害を防止することに努める。利用可能なメディアを積極的に活用し詐欺被害等に関しての地域のあらゆる世代への周知を進める。また富津警察署と連携し地域住民やケアマネジャーを中心に詐欺被害防止の講習会を開催するなど消費、詐欺被害を防止する体制を継続的に維持し、最終的にはご高齢者自身が詐欺被害撲滅の主役となるよう体制をつくる。</p> <p>百歳体操参加者向けに月1回は警察署による詐欺被害防止の講習が受けられるようコーディネートするとともに不審な電話がかかってきたり、ハガキが届いた際は、富津警察署や地域包括支援センター連絡する体制を強化する。新型コロナウイルス禍において横行する特殊詐欺の情報を関係機関と共有し犯罪被害防止のため、活動する。</p>
	<p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p>	<p>包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを実現するため、医療機関や民生委員をはじめとする関係機関への訪問等を行い、地域の関係機関との連携・協働体制の構築をはかる。市と協議の上、地域包括支援センターが開催する研修会や事例検討会を開催する。</p> <p>地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援</p> <p>ケアマネ交流会や事例検討会議等を通じ、ケアマネジャーと関係機関が良好な関係のなか協働し、高齢者に円滑にサービス提供や支援の体制が取れるよう支援する。介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設ける。</p> <p>地域の介護支援専門員に対する後方支援</p> <p>地域での困難ケースに対して圏域の主任ケアマネジャーとも協働して対応し、ケアマネジャーの負担軽減をはかるとともに、高齢者が地域で生活する上での支障が早期解消できる様関係機関との調整をはかる。ケアマネジャーのニーズに基づいて多様な関係者、機関との意見交換の場を設ける。</p>
	<p>ケアマネジメント支援業務</p>	<p>居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携</p> <p>圏域内の主任介護支援専門員と協働し、地域全体のケアマネジメント向上をはかるために有効な交流会等について検討、立案し開催する。</p> <p>また包括支援センターが個別に支援をおこない終結に至ったケースについてもその介護支援専門員が所属する事業所の主任介護支援専門員が継続的にサポートできる体制を整備するなど身近な相談体制を整え継続的ケアマネジメントに繋げる。社会資源やネットワーク、地域の課題等に関する情報を共有し、包括的ケアマネジメントに活用する。地域個別ケア会議を圏域の主任ケアマネジャーと協働しておこない地域のケアマネジメントの向上をはかる。富津市ケアマネジャー協議会主任ケアマネ部会と共同し事例検討会を開催する。</p>

<p>包 括 的 支 援 事 業</p>	<p>地域ケア個別会議の開催</p> <p>個々のケアマネから相談を受けた困難事例や、多職種協働が必要な事例に対して、圏域の主任ケアマネジャーと協同して地域個別ケア会議を積極的に開催し地域のケアマネジメントの向上をはかる。また地域ケア個別会議を通じ抽出された地域の課題等を地域ケア推進会議にて提案、検証し地域住民と共有する。</p> <p>当地区においては認知症対象者が増加傾向にあるため、会議を通じて地域住民に地域の実情を伝えていくことで「認知症の方が地域で安心して住める街づくり」を進める。</p>
	<p>在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>圏域内にある5ヵ所の医療機関と日々連携を取ることや医療機関への訪問等を行うことにより、天羽地区地域包括支援センターと医療機関との連携をより強化する。</p> <p>地域ケア会議や交流会等への参加を要請し、医療と介護がスムーズにリラックスして連携できる体制を構築する。在宅医療介護連携推進会議への出席、在宅医療・介護関係の会議の開催。在宅医療・介護連携相談窓口として対応し、地域の医療に関する相談が機関へ届くよう支援する。</p>
	<p>生活支援体制整備事業</p> <p>生活支援コーディネーターと連携し、地区社協等に働きかけて地域の現状の聞き取りと高齢者が必要としている正確なニーズの把握をおこない、日常生活上の支援体制の整備をはかる上で地域ケア推進会議を開催する。不活発な生活を予防し、住みなれた地域での生活が継続できるよう、買い物ができる環境作りの構築に向け関係機関と協働、検討し「高齢者が自ら買い物の出来る環境作り」を目指し地区社協と情報交換の機会を持つ。</p> <p>「公共交通に関する課題」・「認知症・徘徊等に関する課題」に関してはパッケージ化し各地で開催することにより、認知症サポーター養成につなげる。</p> <p>災害時の独居、高齢者世帯等への合理的かつ迅速な支援活動を可能とするため行政に提案している『地域包括支援センター災害時対応基地』構想について具体化するため協議する。</p> <p>令和3年4月より福祉有償運送に関して介護保険未申請でも基本チェックリストでの把握で利用が可能となったため、広く住民に情報を提供し、利用促進に向け基本チェックリスト作成の対応をする。</p> <p>見守りウォーキングわんわんパトロールの地域への周知と定着化のための活動をする。</p> <p>岩坂地区で発足した住民主体型の総合事業の団体である「岩坂お助けクラブ」のような団体が各地で発足するよう情報提供や発足に際しての支援や広報活動に協力する。</p>

<p>包括的支援事業</p>	<p>認知症総合支援事業</p> <p>地域の医療機関、認知症初期集中支援チームをはじめとする関係機関と積極的に連携を取り、認知症状が疑われる対象者に対して早期に関わる事ができる体制を強化する。</p> <p>富津警察署や既存の『天羽の高齢者を守るネットワーク』との連携で徘徊時に早期発見が出来る体制の構築について検討する。認知症ケアパス、ささえあいシールの普及に努める。市と連携し認知症講演会の実施や、徘徊模擬訓練実施に向け準備検討する。多職種症例勉強会の介護事業所への参加を周知する。認知症カフェの立ち上げや活動に対しての支援をおこなうことで認知症対象者と家族の支援をはかる。</p>
<p>任意事業</p>	<p>認知症サポーター等養成事業</p> <p>『オレンジリングでつなぐ天羽の輪』をキャッチフレーズに、圏域の小学生、中学生、高校生、地域住民に認知症サポーター養成を積極的に受講してもらい、地域での見守りの目としてともに活動できる体制を構築する。コロナ禍や昨今の感染症拡大で中止となっている小中高校での講座の再開を行政と協働して働きかけていくことで、若年層から認知症についての理解を深める機会を確保する。高齢者問題を高齢者と家族の問題とせず広く地域の課題として住民が捉えられる地域とすることを目的とする。認知症の症状やオレンジリングの存在について地域での認知度が上がるよう周知に努める。</p> <p>オレンジリングの講座終了後の配布については有料化となり1個110円となったが天羽包括にて購入し受講者に配布することで「オレンジリングでつなぐ天羽の輪」をアピールし地域の結束力を高める。</p> <p>地域の医療機関、区長、民生委員、ふれあい推進員と共同し認知症対象者の早期発見早期対応を目指す。認知症初期集中チームを活用し困難事例などを解決する。富津警察署、地域住民、地域の事業所との連携を深め徘徊が発生した際に早期発見ができる体制の構築を目指す。</p> <p>認知症対象者の徘徊等への対応について地域ケア会議等を通じて富津警察署や地域住民、関係機関と共に検討する。</p> <p>一般企業、福祉事業所に向けても積極的に講座を開催し、地域を挙げて共通の価値観で認知症対策に取り組める土壌を構築する。</p> <p>富津警察署、生活支援コーディネーターと共同企画した【ウォーキング見守りわんわんパトロール】について住民にお伝えし認知症の早期発見早期対応や徘徊等に対応できるよう活動する。</p>
<p>多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>ケアマネ・介護保険事業所・医療関係者・民生委員等とのスムーズな連携をはかるため、地域ケア会議や交流会を定期的、積極的に開催し、関係者間で適切な情報共有・迅速な対応をおこなえるようにする。</p> <p>またネットワークを活用し災害時の合理的かつ迅速な対応が叶うよう体制をつくる。新型コロナウイルスの地域での拡大を防止するため医療機関、福祉事業所、地域住民と協働して活動する。君津木更津医師会によるICTバイタルリンクを活用し、広く情報を収集するとともに関係機関との連携を強める。</p>	

年間予定表 (天羽地区地域包括支援センター)

大項目	中項目	小項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合事業 生活支援 事業 日程・日 総	一般介護 事業 予 防	介護予防把握事業													
		地域介護予防活動支援 事業													
包括的支援事業	権利擁護業務	総合相談支援													
		在宅介護等に関する総合相談													
		要介護高齢者等の実態把握業務													
		成年後見制度の活用促進													
		老人福祉施設等への措置の支援													
	包括的・継続的メンタル支援業務	高齢者虐待への対応													
		消費者被害の対応													
		包括的・継続的なケア体制の構築													
		地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援													
		地域の介護支援専門員に対する後方支援													
包括的支援事業	地域ケア個別会議の開催	居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	必要が生じた際に適宜開催	
		在宅医療・介護連携推進事業													
専任業務	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	生活支援体制整備事業													
		認知症総合支援事業													
その他の業務	その他の業務	認知症サポーター等養成事業													

報告第3号

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新について

本報告事項は、「社会福祉法人金谷温清会」が運営する「デイサービスセンター金谷の里」の指定有効期間の満了に伴い、指定更新の申請があり、内容を審査したところ、適正と認められたことから、更新を行った旨を報告するものです。

【報告の内容】 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新

- ・申請者 : 社会福祉法人金谷温清会
- ・事業所 : デイサービスセンター金谷の里
(富津市金谷1912番地2)
- ・事業等の種類 : 通所型サービス
- ・指定有効期間 : 令和8年4月1日～令和14年3月31日

※通所型サービスとは

利用者が居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで、利用者の心身機能の維持回復や、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。

指定通所型サービスの人員等に関する基準チェック表

事業所名 デイサービスセンター金谷の里

基本情報

- 1. 事業所の常勤職員の勤務形態 : 40時間労働制
- 2. 事業所の常勤職員の1日当たりの勤務時間数 : 8時間
- 3. 事業所の常勤職員の1週間当たりの勤務時間数 : 40時間
- 4. 事業所の事業単位 : 1単位
- 5. 事業所の利用定員 : 月曜日～土曜日 60人 日曜日 35人
- 6. 事業所の営業日 : 日～土
- 7. 事業所のサービス提供時間 : 8時間

人員に関する基準	生活相談員が必要数確保されているか (①/②) (※1以上となっているか)	確保している	○
	・通所型サービスの提供日ごとに、当該サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数・・・①	8時間	
	・当該通所型サービスを提供している時間帯の時間数・・・②	8時間	
	生活相談員は、その資格要件を満たす者であるか (社会福祉法第19条第1項各号 (もしくはこれに準ずる者※)) (厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者、三科目主事、社会福祉士、精神保健福祉士) ※千葉県においてこれに準ずる者とは、介護支援専門員、介護福祉士をいう	4名おり、満たしている	○
	介護職員が必要数確保されているか (①/②) (※ (1+ (利用者の数-15) /5)) 以上となっているか) ※定員が10人以下の場合、看護職員及び介護職員の員数を、サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護が勤務している時間数の合計数÷提供単位時間数=1以上とすることができる	10人必要なところ、24人確保されている	○
	・通所型サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数・・・①	8時間	
	・当該通所型サービスを提供している時間帯の時間数・・・②	8	
	機能訓練指導員を1以上確保している	確保している	○
	単位ごとに、介護職員を常時1人以上当該通所介護に従事させているか	従事させている	○
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の職員であるか	常勤の職員である	○	

指定通所型サービスの人員等に関する基準チェック表

基本情報			
管理者	常勤の管理者を配置しているか	配置している	○
	※管理上支障がない場合は、事業所または同一敷地内の他の事業所等の職務を兼務可能である		
施設・設備	事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有しているか	有している	○
	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を整備しているか	整備している	○
	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有しているか	有している	○
	・ 食堂及び機能訓練室の面積の合計は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であるか (3㎡×10㎡)	182.61	○
	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか	配慮している	○
	設備は、専ら当該通所型サービスの事業の用に供されるものであるか	供されるものである	○
運営	運営規程は妥当なものか (運営規定に定めておかなければならない事項は定められているか)	妥当である	○
	緊急時等への対応として必要な措置を講ずることができる体制は整えられているか	整えられている	○
	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	行っている	○
	利用者からの苦情を処理する体制は整えられているか	整えられている	○
	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じているか	努めている	○
	当該指定第1号通所事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めているか	講じている	○
	食事の提供がある場合、食費は妥当なものか	600円	○
	介護保険法第115条の45の5第2項各号の規定に該当しないか	該当しない (誓約書)	○

別記
第1号様式(第10条関係)



介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定(更新)申請書

令和8年2月25日

富津市長 様

名称 社会福祉法人金谷温清会
申請者
代表者職・氏名 理事長 平 篤 一 良

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在市町村番号				
申 請 者	フリガナ	シャカイフクシホウジンカナヤオンセイカイ				
	名 称	社会福祉法人金谷温清会				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 299-1861) 千葉県富津市金谷 1912 番地 2 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	0439-69-8400	FAX 番号	0439-69-8403	
	法人の種類	社会福祉法人	法人所轄庁	千葉県		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	理事長	フリガナ ヒラシマ カズヨシ 氏 名 平 篤 一 良	[Redacted]	
	代表者の住所	(郵便番号 [Redacted]) [Redacted]				
指定を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(郵便番号 299-1861) 千葉県富津市金谷 1912 番地 2				
	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
	第1号事業	訪問型サービス(予防訪問介護相当)	○			付表1
		通所型サービス(予防通所介護相当)	○	R8年4月1日	H27年4月1日	付表2
		介護予防ケアマネジメント				付表3
介護保険事業所番号	1 2 7 3 1 0 0 1 0 5		(既に指定を受けている場合)			
指定を受けている他市町村名	鋸南町、南房総市、横須賀市					
医療機関コード等	[Redacted]					

付表2 第1号通所事業の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	デイサービスセンターキンコクノサト				
	名称	デイサービスセンター金谷の里				
	所在地	(郵便番号 299-1861) 千葉県富津市金谷1912番地2				
	連絡先	電話番号	0439-69-8402	FAX番号	0439-80-9222	
		Email	kinkoku@onseikai.com			
管理者	フリガナ	ワキザカ カズヒロ	住所	(郵便番号 [REDACTED])		
	氏名	脇坂 和弘		[REDACTED]		
	生年月日	[REDACTED]		[REDACTED]		
		当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)	名称	特別養護老人ホーム金谷の里、ショートステイサービス金谷の里			
		兼務する職種 及び勤務時間等	施設長 8:00-17:00			
		名称	デイサービスセンター金谷の里			
		兼務する職種 及び勤務時間等	センター長 8:00-17:00			
		名称	ケアハウストラクトピア			
		兼務する職種 及び勤務時間等	施設長 8:00-17:00			
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常勤(人)		4	1	16		
非常勤(人)			3	8		
○設備に関する基準の確認に必要な事項						
食堂及び機能訓練室の合計面積			182.61 m ²			
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(8:30~16:30)					
利用定員	60人 (単位ごとの定員 ① 月曜日~土曜日 60人 ② 日曜日 35人)					
添付書類	別添のとおり					

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。

第2号様式（第10条関係）

富津市指令第1455号

申請者の名称 社会福祉法人 金谷温清会
代表者氏名 理事長 平嶋 一良 様

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書

令和8年2月25日付けで指定申請のあった事業所については、下記のとおり指定更新します。

令和8年3月31日

富津市長 高橋 恭 市



記

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 申請者の名称 | 社会福祉法人 金谷温清会 |
| 2 | 代表者氏名 | 理事長 平嶋 一良 |
| 3 | 事業所の名称 | デイサービスセンター金谷の里 |
| 4 | 事業所の所在地 | 千葉県富津市金谷1912番地2 |
| 5 | 介護保険事業所番号 | 1273100105 |
| 6 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |
| 7 | サービスの種類 | 通所型サービス |

報告第4号 指定居宅介護支援事業所の指定更新について

本報告事項は、「医療法人社団三友会」が運営する「上総ケアサービスセンター」の指定有効期間の満了に伴い、指定更新の申請があり、内容を審査したところ、適正と認められたことから、更新を行った旨を報告するものです。

【報告の内容】 指定居宅介護支援事業所の指定更新

- ・申請者 : 医療法人社団三友会
- ・事業所 : 上総ケアサービスセンター
(富津市青木1641番地)
- ・事業等の種類 : 居宅介護支援
- ・指定有効期間満了日 : 令和8年3月31日
- ・更新後の指定有効期間 : 令和8年4月1日～令和14年3月31日

※居宅介護支援とは

居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の希望等を考慮し、サービスの計画、紹介、サービス提供者との連絡調整を行うもの。

指定居宅介護支援事業の人員等に関する基準チェック表

事業所名称：上総ケアサービスセンター

基本情報

- 1. 事業所の常勤職員の勤務形態 : 週40時間労働制
- 2. 事業所の常勤職員の1日当たりの勤務時間数 : 8時間
- 3. 事業所の常勤職員の1週間当たりの勤務時間数 : 40時間
- 4. 事業所の事業単位 : 1単位
- 5. 事業所の利用人数 : 120人
- 6. 事業所の営業日 : 日～土曜(ただし、9/15、12/30～1/3を除く)
- 7. 営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで

人員に関する基準	常勤の介護支援専門員 1以上	2人 配置している	○
	介護支援専門員が必要数配置している。(② / ((① / 44) = 1以上)	配置している	○
	・利用者の数・・・①	120人	
	・配置されている介護支援専門員の数(非常勤を含む)・・・②	3人	
管理者	常勤の管理者を配置しているか	配置している	○
	※管理上支障がない場合は、事業所または同一敷地内の他の事業所等の職務を兼務可能である(介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務はできない。)	同一事業所の介護支援専門員と兼務	○
	主任介護支援専門員の資格があるか(令和9年3月31日までは経過措置により介護支援専門員の資格があれば可)	取得済み	○
設備・備品	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービス提供に必要な設備・備品等が備えられている	備えられている	○
	・専用の事務室を設けることが望ましいが、明確に区分されている場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない。	明確に区分されている	
	・他の事業所及び施設等と同一敷地内の場合で、支障がない場合、他の事業所及び施設に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。	支障のない範囲で使用されている	
運営	運営規程は妥当なものか(運営規定に定めておかなければならない事項は定められているか)	定められている	○
	利用者からの苦情を処理する体制は整えられているか	整えられている	○
	介護保険法第79条第2項各号の規定に該当しないか	該当しない(誓約書)	○

第4号様式（第3条の3関係）

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所

指定更新申請書

2026 年 3 月 4 日

富津市長 殿

(名称) 医療法人社団三友会

申請者

(代表者の職名・氏名) 三枝一雄



介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ	イリョウホウジンシャダン サンユウカイ			
	名称	医療法人社団 三友会			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 293-0012) 千葉県富津市青木1641			
	連絡先	電話番号	0439-87-0130	FAX番号	0439-87-7741
		Email	kazusa@saigusa-hospital.com		
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	理事長	フリガナ サイグサカズオ		
			氏名 三枝一雄		
	代表者の住所	(郵便番号)			
事業所	事業等の種類	居宅介護支援事業者			
	指定有効期間満了日	令和8年3月31日			
	フリガナ	カズサケアサービスセンター			
	名称	上総ケアサービスセンター			
	所在地	(郵便番号 293-0012) 千葉県富津市青木1641			
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき				
	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 一) 県 郡市			
管理者	フリガナ	ゴトウミワ			
	氏名	後藤美和		生年月日 昭和42年8月17日	
	住所	(郵便番号293-0001) 千葉県富津市大堀3-13-18			

- 別添 1 誓約書(参考様式6)
 2 介護支援専門員一覧(参考様式7)

付表 10 指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	カズサケアサービスセンター				
	名称	上総ヶアサービスセンター				
	所在地	(郵便番号 293-0012) 千葉県富津市青木1641				
	連絡先	電話番号	0439-87-0130	FAX 番号	0439-87-7741	
		Email	kazusa@saigusa-hospital.com			
管理者	フリガナ	ゴトウミワ	住所	(郵便番号 [REDACTED])		
	氏名	後藤美和		[REDACTED]		
	生年月日	[REDACTED]		[REDACTED]		
	当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員との兼務の有無				<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務(兼務 の場合記入)	名称				
	兼務する職種 及び勤務時間等					
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数(人)		介護支援専門員				
		専従	兼務			
		常勤(人)	1(人)			1(人)
非常勤(人)	1(人)	0(人)				
事業開始時の利用者の推定数			120人			
添付書類		別添のとおり				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。



第6号様式（第5条関係）

富津市指令第1452号

申請者名称 医療法人社団 三友会
代表者氏名 理事長 三枝 一雄

指定事業所指定更新通知書

令和8年3月4日付けで申請のあった事業所については、介護保険法に基づき指定事業所として下記のとおり指定更新する。

令和8年3月31日

富津市長 高橋 恭市



記

申請者の名称	医療法人社団 三友会
代表者氏名	理事長 三枝 一雄
介護保険事業所番号	1273100048
事業所の名称	上総ケアサービスセンター
事業所の所在地	千葉県富津市青木1641
指定年月日	令和8年4月1日
サービスの種類	居宅介護支援

報告第5号 指定事業所の廃止について

本報告事項は、「社会福祉法人天祐会」が運営する「大佐和苑在宅介護サービス」から指定廃止の届出があり、当該届出を受理した旨を報告するものです。

【報告の内容】 指定事業所の廃止について

- ・ 申請者 : 社会福祉法人天祐会
- ・ 事業所 : 大佐和苑在宅介護サービス
(富津市亀沢227番地1)
- ・ 事業等の種類 : 訪問型サービス (独自)
- ・ 廃止年月日 : 令和8年3月31日
- ・ 廃止理由 : 人員基準を満たすことができないため

※訪問型サービス (独自) とは

介護予防・日常生活支援総合事業の一つで、要支援認定を受けた人や認定を経ず、事業の対象となった人等を対象としたサービスで、日常生活上の身体介護や生活援助等の支援を提供



廃止・休止届出書

2026年 2月 25日

富津市長 高橋 恭市 殿

所在地 千葉県千葉市中央区新町17番地12

申請者 名称 社会福祉法人 天祐会

代表者職名・氏名 理事長 高橋 進一

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号	1	2	7	3	1	0	0	1	3	9			
	法人番号	2	0	4	0	0	0	5	0	0	2	2	9	1
廃止(休止)する事業所	名称 社会福祉法人 天祐会 大佐和苑在宅介護サービス 所在地 千葉県富津市亀沢227番地1													
サービスの種類	訪問型サービス													
廃止・休止の別	<input checked="" type="radio"/> 廃止 ・ <input type="radio"/> 休止													
廃止・休止する年月日	2026 年 3 月 31 日													
廃止・休止する理由	人員基準を満たすことができないため													
現にサービスを受けている者に対する措置	廃止1か月以上前には介護支援専門員に提示し、サービス事業所の変更をお願いする													
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日													

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

第9号様式（第5条関係）

指定事業所に係る廃止届出受理通知書

富介 第1638号
令和8年3月30日

社会福祉法人 天祐会
理事長 高橋 進一 様

富津市長 高橋 恭 市



令和8年2月25日付けで届出のありました廃止については、下記のとおり受理したので通知します。

記

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 法人の名称 | 社会福祉法人 天祐会 |
| 2 事業所の名称 | 大佐和苑在宅介護サービス |
| 3 事業所の所在地 | 千葉県富津市亀沢227-1 |
| 4 介護保険事業所番号 | 1273100139 |
| 5 サービスの種類 | 訪問型サービス（独自） |
| 6 届出事由（廃止、休止又は再開の別） | 廃止 |